



主幹教諭研修

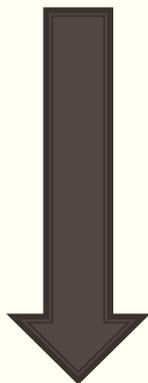
研修テーマに関する法規について

第1回 いじめ・不登校



1 生徒指導提要

【生徒指導の手引】（昭和56年改訂）



- 都市化や少子化，情報化などが進展する中で，社会全体で様々な課題が生じている。
- 児童生徒の問題行動等の背景には，規範意識や倫理観の低下が関係しているとも指摘されている。
- 学校教育として，より組織的・体系的な取組を行っていくことが必要である。

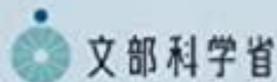
「生徒指導提要の作成に関する協力者会議」の設置 (平成21年6月～平成23年3月)

生徒指導提要（平成22年3月）

生徒指導とは，一人一人の児童生徒の人格を尊重し，個性の伸長を図りながら，社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動（第1章 生徒指導の意義と原理 より）

生徒指導提要

平成 22 年 3 月



〈目次〉

第 1 章 生徒指導の意義と原理

第 2 章 教育課程と生徒指導

第 3 章 児童生徒の心理と児童生徒理解

第 4 章 学校における生徒指導体制

第 5 章 教育相談

第 6 章 生徒指導の進め方

Ⅰ 児童生徒全体への指導

Ⅱ 個別の課題を抱える児童生徒への
指導

第 7 章 生徒指導に関する法制度等

第 8 章 学校と家庭・地域・関係機関との
連携

1 生徒指導提要

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

第二十一条（教育委員会の職務権限）

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

第一項～第四項 略

五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制，教育課程，学習指導，生徒指導及び職業指導に関すること。

第六項～第十九項（略）

「生徒指導に関する教員研修の在り方について（報告書）」 （平成23年6月）

2 生徒指導に関して教職員に求められる力量

(1) 生徒指導を進めるための基盤能力

- 児童生徒一人一人と信頼関係を構築する能力
- 児童生徒の置かれている実態や発達の在り方，ニーズ等の個別性や多様性を尊重する姿勢
- 一人一人，あるいは子ども集団の状態や心理を理解し，ニーズを特定する能力
- 学校内外の関係者と連携してチームとして活動する姿勢と能力

1 生徒指導提要

「生徒指導に関する教員研修の在り方について（報告書）」 （平成23年6月）

3 求められる力量を身に付けるための研修等の在り方

〈国〉

生徒指導に関する全国的な水準をリードすべく、広く社会的な状況を踏まえた最新の生徒指導の動きや先進的な知見・指導技法を身に付けた人材を育成するため、研修等、教職員の資質向上のための取組を継続的に実施すること。

〈教育委員会〉

国の研修を受けた者が指導者になるなどして、地域の実情等に応じた課題を盛り込んだ研修を実施すること。

〈学校〉

教育委員会で研修を受けた者などが、生徒指導の基本的な考え方を含めて、学んだ知見を教職員に還元し、学校全体で共有を図るとともに、各学校が抱える生徒指導上のニーズの分析に基づき、学校の現状に応じた柔軟な実施方法の工夫をしながら、計画的に校内研修を行うこと。

2 懲戒と体罰

《学校教育法》

第十一条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

《学校教育法施行規則》

第二十六条

校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に应ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。

第3項、第4項（略）

(1) 懲戒

「懲戒」

生徒指導上、生徒の問題行動を反省させて立ち直りを図り、正常な生活を送るために行なわれるもの。

	法的効果を伴わない懲戒 (事実行為としての懲戒)	法的効果を伴う懲戒
種類	<ul style="list-style-type: none">叱責起立や居残りを命じること宿題, 清掃を課すこと訓戒 等	<ul style="list-style-type: none">退学 (児童生徒の教育を受ける権利を奪うこと)停学 (児童生徒の教育を受ける権利を一定期間停止すること)訓告 (校長自らが児童生徒に注意を与え将来を戒めること)
懲戒権者	校長及び教員	校長

(1) 懲戒

学校種による懲戒の及ぶ範囲

	退学	停学	懲戒
公立 小・中学校	×	×	○
国・県・私立 小・中学校	○	×	○
高等学校・中等教育学校	○	○	○

《学校教育法施行規則》

第二十六条

校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に應ずる等**教育上必要な配慮**をしなければならない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。

3 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）、義務教育学校又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

一 性行不良で改善の見込がないと認められる者

二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

三 正当の理由がなくて出席常でない者

四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

4 第二項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

(2) 体罰の禁止

《学校教育法》

第十一条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。

ただし、体罰を加えることはできない。

「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（平成25年3月）

いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。



ただし、体罰にあたるかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

(2) 体罰の禁止

《生徒指導提要》

身体に対する侵害（殴る，蹴る等），肉体的苦痛を与える懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）である体罰を行ってははいけません。体罰による指導では，正常な倫理観を養うことはできず，むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長することにつながります。指導を行う際には，体罰に及ぶことのないよう，十分に注意する必要があります。

しかし，有形力の行使（目に見える物理的な力）により行われた行為のすべてが体罰に当たるわけではありません。目的，態様，継続時間等から判断して，教育的指導の範囲を逸脱しているかどうか判断の分かれ目となります。また，児童生徒からの教員に対する暴力行為や他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して，これを制止したり，危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても，体罰に該当しません。

3 出席停止

	① 感染症予防 のための出席停止	② 性行不良 を理由とする出席停止
決定権限	校長	市町村教育委員会
指示対象者	小・中学校 当該児童生徒の保護者	当該児童生徒の保護者 (当該児童生徒 = 公立小・中学校の学齢児童生徒)
	高等学校 当該生徒	
根拠法令	学校保健安全法 第19条	学校教育法 第35条

【学校教育法】

第三十五条

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返す行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為

三 施設又は設備を損壊する行為

四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

第2項～第4項（略）

(1) いじめ防止等のための法制化

**大津市いじめ自殺事件の発生
(2011年) 等**



【文部科学大臣談話

(すべての学校・教育委員会関係者の皆様へ)】 (2012年)

- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。
 - 子どもの生命を守るため、学校、教育委員会、国などの関係者が一丸となって取組んでいく。
- 

(1) いじめ防止等のための法制化

【教育再生実行会議「いじめの問題等への対応について」
(第一次提言)】 (2013年)

1. 道徳を新たな枠組みによって教科化。
2. 社会総がかりでいじめに対峙していくための法律の制定。
3. 学校, 家庭, 地域, 全ての関係者が一丸となって, いじめに向き合う責任のある体制を築く。
4. いじめられている子を守り抜き, いじめている子には毅然として適切な指導を行う。
5. 体罰禁止の徹底と, 子どもの意欲を引き出し, 成長を促す部活動指導ガイドラインの策定。



4 いじめ防止

(1) いじめ防止等のための法制化

2013年6月 いじめ防止対策推進法 成立

第一条（目的）

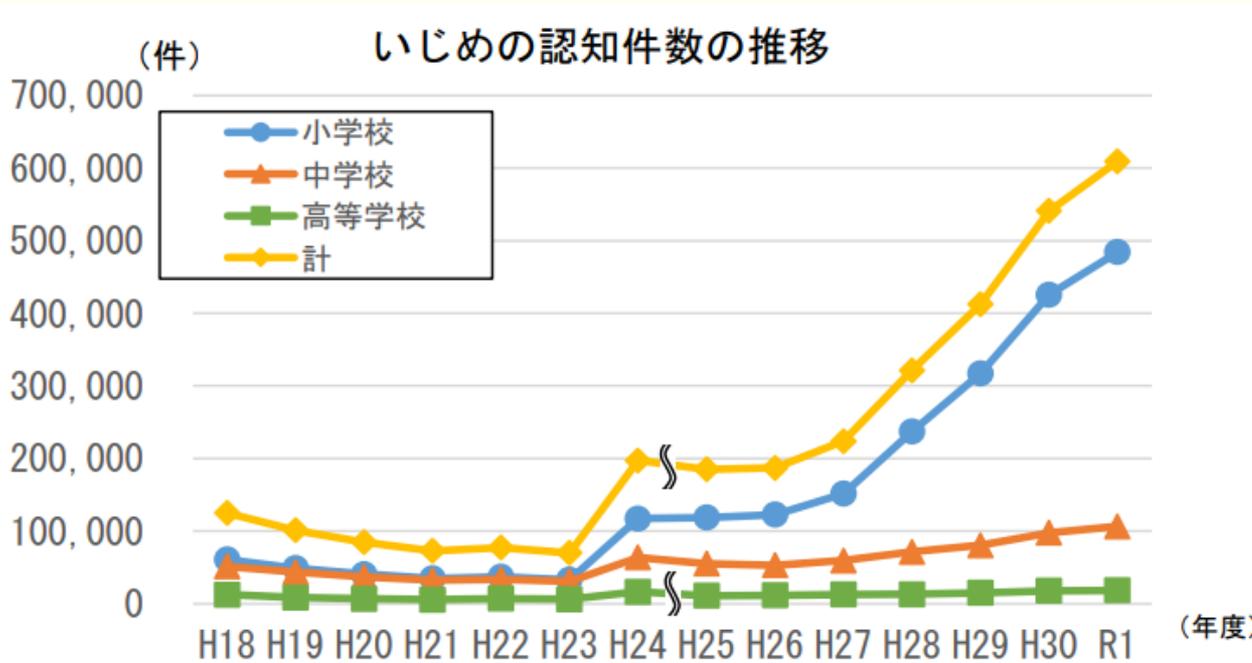
この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、**基本理念**を定め、**国及び地方公共団体等の責務**を明らかにし、並びに**いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針**の策定について定めるとともに、**いじめの防止等のための対策の基本となる事項**を定めることにより、**いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。**

4 いじめ防止

(1) いじめ防止等のための法制化

第二条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの**をいう。



※ 平成25年度から高等学校通信制課程を調査対象に含めている。また、同年度からいじめの定義を変更している。

4 いじめ防止

(2) いじめ防止等に対する学校の責務

第八条（学校及び学校の教職員の責務）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

第十三条（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

参酌＝他のものを参考にして長所を取り入れること。（デジタル大辞泉）

4 いじめ防止

(2) いじめ防止等に対する学校の責務

第二十二条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

構成員（例）

教職員

- 管理職
- 生徒指導担当教員
- 学年主任
- 養護教諭
- 部活動指導に関わる教職員等

+

外部人材

- スクールカウンセラー
- スクールソーシャルワーカー

等

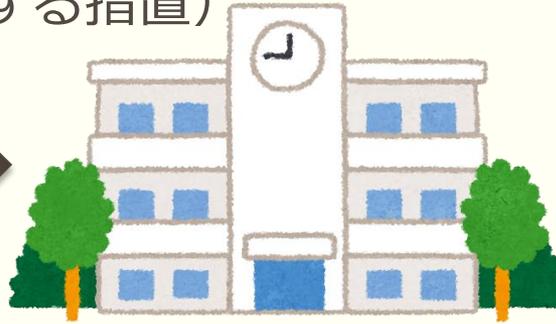
4 いじめ防止

(2) いじめ防止等に対する学校の責務

第二十三条（いじめに対する措置）

いじめ
の疑い

通報



事実確認

報告

設置者に
結果を報告

犯罪行為として取り扱
われるべきいじめの場
合は、警察と連携して
対処する。



いじめの確認

継続的に行う

いじめを受けた児
童生徒又はその保
護者に対する**支援**

いじめを行った
児童生徒に対す
る**指導**

いじめを行った児
童生徒の保護者
に対する**助言**

4 いじめ防止

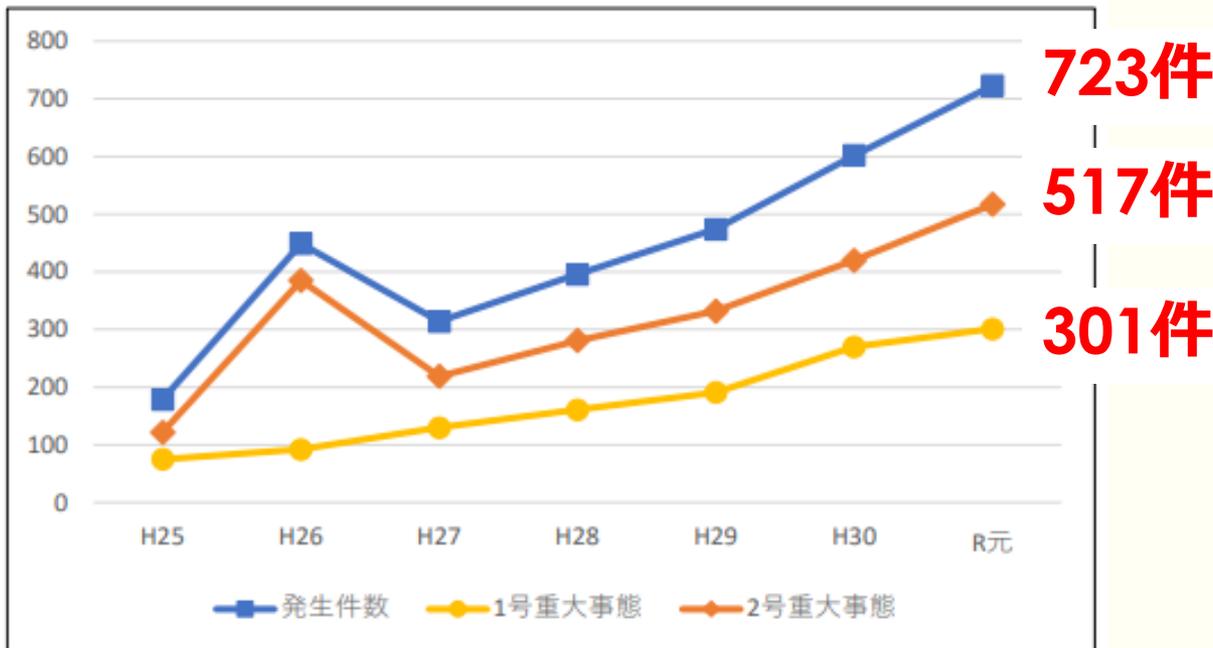
(3) いじめの重大事態への対処

重大事態（第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

年間30日が目安

○いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数



※ いじめ防止対策推進法第28条第1項において，学校の設置者又は学校は，重大事態に対処するために調査を行うものとすると規定されており，当該調査を行った件数を把握したもの。
※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は，それぞれの項目に計上されている。

4 いじめ防止

(4) 学校において生じる可能性がある犯罪行為等について

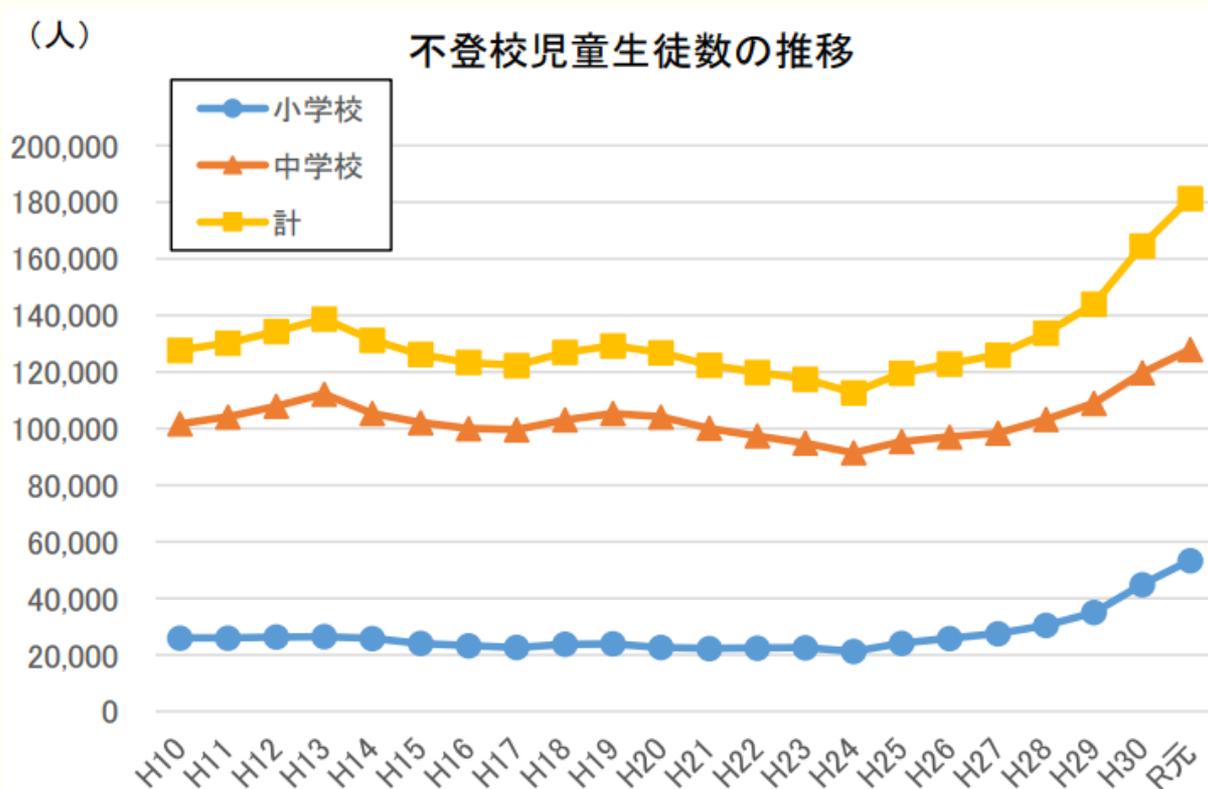
いじめの態様	刑罰法規及び事例	
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 (刑法第208条)	第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 事例：同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。
	傷害 (刑法第204条)	第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 事例：顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる

5 不登校対策

不登校とは、

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）をいう。

（学校不適応対策調査研究協力者会議における定義）



合計：181,272人

中学校：127,922人

小学校：53,350人

5 不登校対策

【義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法】（教育機会確保法）

第三条（基本理念）

教育機会の確保等に関する施策は，次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り，安心して教育を受けられるよう，学校における環境の確保が図られるようにすること。

二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ，個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。

三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう，学校における環境の整備が図られるようにすること。

第四項，第五項 （略）

5 不登校対策

【義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法】（教育機会確保法）

第十四条（就学の機会の提供等）

地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、**夜間**その他特別な時間において**授業を行う学校**における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

5 不登校対策

出席扱いの要件

「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」

令和元年10月25日

（別記 1）

義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、**校長は指導要録上出席扱いとすることができる。**

《要件》

- ① 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 当該施設は、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。（ただし、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、**校長が、**設置者である**教育委員会と十分な連携をとって判断する**ものとする。）
- ③ 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。
- ④ 学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、評価の結果を通知表等で、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることなどに努めること。

5 不登校対策

出席扱いの要件

「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」

令和元年10月25日

（別記2）

不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

義務教育段階における不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、当該児童生徒が在籍する学校の長は、その学習活動が、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合に、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる。

5 不登校対策

出席扱いの要件

「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」

令和元年10月25日

（別記2）

不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

《要件》

- ① 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② ICT等を活用した学習活動とは、ICT（PCやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること。
- ③ 訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること。
- ④ 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。
- ⑤ 校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、十分に把握すること。
- ⑥ ICT等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。
- ⑦ 学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること。